

ひ 広報

ひのはら

8月号

令和 5 年
(2023年)
No. 531

ふるさとの思い出

（檜原の夏）



・・・主な内容・・・

払沢の滝ふるさと夏まつりの実施について	2
全国一斉の緊急情報伝達試験のお知らせ	2
檜原村総合防災訓練について	3
ごみ出しのマナーについて	9
各種給付金のお知らせ	16～17
東京都シルバーパス更新手続きのお知らせ	17
ヒルクライム大会について	22～23

お知らせ

第35回払沢の滝ふるさと夏まつり を実施します!

今年の「払沢の滝ふるさと夏まつり」は、4年ぶりに催し物ありの開催となります。

- 日 時 令和5年8月19日（土）、20日（日）午後1時～午後9時
滝ライトアップは8月14日（月）～20日（日）午後6時30分～午後8時30分
※19日（土）と20日（日）のライトアップ時は、滝つぼ付近への立ち入りを規制いたします。
- 場 所 檜原小学校校庭（催し物会場）、払沢の滝周辺
- 催し物 ●模擬店 ●郷土芸能等 ●花火（午後7時30分～午後8時）

※駐車場には限りがございますので、ご来場の際には公共交通機関をご利用ください。

※おまつり終了時間に合わせ、西東京バスの臨時便が運行されますのでご利用ください。

「払沢の滝入口バス停」午後9時20分発 数馬行／藤倉行 各1本

○問い合わせ先

払沢の滝ふるさと夏まつり実行委員会（事務局 檜原村観光協会）TEL 042-598-0069
産業環境課観光商工係 内線 122

防災行政無線などを用いた全国一斉の 緊急情報の伝達試験のお知らせ

檜原村では、地震や武力攻撃などの発生時に備え、次のとおり情報伝達試験を行います。この試験は、全国瞬時警報システム（J-ALEERT（ジェイ・アラート））（※）を用いた試験で、檜原村以外の地域でも様々な手段を用いて情報伝達試験が行われます。

試験実施日 令和5年8月23日（水）午前11時頃

試験で行う内容

情報伝達手段	内 容
①防災行政無線の放送	<p>村内34箇所に設置してある屋外の防災行政無線及び各家庭に配付してある個別受信機から、次の放送内容が一斉に放送されます。</p> <p>【放送内容】</p> <p>防災行政無線チャイム</p> <ul style="list-style-type: none"> + 「これは、Jアラートのテストです。」 × 3 + 「こちらは、ぼうさいひのはらです。」 + 防災行政無線チャイム
②行政情報等メール配信サービスによるメール配信	<p>檜原村行政情報等メール配信サービスにご登録を頂いている方には、次の内容のメールが登録されているメールアドレスへ送信されます。</p> <p>【送信内容】</p> <p>「試験送信」</p> <p>「全国一斉の緊急情報伝達試験を実施しています。檜原村では、防災行政無線による放送及び行政情報等メール配信サービスを実施しています。」</p>

（※）J-ALEERT（ジェイ・アラート）とは、地震や武力攻撃などの緊急情報を、国から人工衛星などを通じて瞬時にお伝えするシステムです。

○問い合わせ先 総務課総務係 内線 212・216

監査結果報告

檜原村監査委員により下記の監査が行われました。

例月出納検査

- 1 審査の対象
令和4年度5月分 檜原村一般会計及び5特別会計
令和5年度5月分 檜原村一般会計及び5特別会計
令和5年度5月分 公営企業会計
- 2 審査の期日
令和5年6月26日（月）
- 3 審査の手続
会計管理者等の現金の出納事務が正確に行われているか会計毎に調書を作成し、現金の出納及び保管の状況を検査する。
- 4 審査の結果
令和4年度5月分、令和5年度5月分一般会計及び5特別会計、令和5年度5月分、公営企業会計を検査した結果、伝票、証拠書類等正確に整理されており指摘事項もなく良好であり、正確に執行されていた。

◎問い合わせ先 議会事務局議事係 内線 311

令和4年度情報公開制度の運用状況

情報公開制度は、村が保有する行政情報の内容を具体的に明らかにすることで村民の皆様に説明責任を果たし、その結果、公正で開かれた村政運営を保証していくための制度です。

情報公開制度の対象となる村政情報は、村の職員が職務上、作成・取得した情報で村が管理しているものです。情報公開を請求する場合は、所定の手続きが必要です。

【情報公開請求件数処理状況】

実施機関	請求件数	処理内訳			不服申立て
		全部公開	一部公開	非公開 (うち文書不存在)	
村長	11	10	0	1(1)	0
議会 (監査委員)	0	0	0	0	0
教育委員会	0	0	0	0	0
計	11	10	0	1(1)	0

◎問い合わせ先 総務課総務係 内線 216

檜原村総合防災訓練について

8月27日（日）に防災力の向上と防災意識の高揚を図ることを目的とした『檜原村総合防災訓練』を行います。

訓練の概要是、午前7時、地震により、家屋の倒壊及び火災が発生したことを想定し、消防団及び自治会が協力し、避難誘導訓練や初期消火訓練を実施します。

実際の訓練内容については、各自治会と消防団で計画していますので、ご協力を願います。

当日、午前7時にサイレンが鳴りますが、これは災害発生を想定してのサイレンです。このサイレンを合図に、使用中の火の始末、ガス栓を止めるなどの措置を行ってください。

◎問い合わせ先 総務課総務係 内線 212・216

お知らせ

災害時の心構えについて

村民の皆様には、いつ起こるかわからない災害に備え、以下のような準備をお願いいたします。

- ・ハザードマップ等で、自宅や知人宅などが安全かどうか確認して、いざというときの避難先をあらかじめ確認しておきましょう。

台風等による風水害や大雪による雪害は、天気予報等で事前に予想することが可能です。災害が想定される場合には、事前に親戚宅や知人宅に避難することも検討しておきましょう。

※「東京マイ・タイムライン」を活用し、ご家庭で避難行動を事前に検討しておきましょう。

- ・いざというときに備え、防災備蓄品や防災グッズの確認を行いましょう。

※必要な非常持出品は、各家庭に配布済みの「檜原村ハザードマップ」裏面のチェックリストを参考にしてください。

- ・非常食や飲料水の賞味期限や保存年限を常に確認し、賞味期限や保存年限が過ぎる前に買い替えなどを行ってください。

持病の薬も忘れず準備しましょう。

また、感染症対策として、マスク・体温計・アルコール消毒液等の感染症用品も合わせて準備してください。

※非常食や飲料水の備蓄については、「ローリングストック法（図）」が効果的です。

「ローリングストック法」とは、普段から購入しているペットボトル飲料水や食料品等を賞味期限を迎えるまでに計画的に使用し、同様のものを買い足す方法です。「ローリングストック法」を活用して計画的に備蓄していきましょう。

ローリングストック法（図）



- ・咳や発熱等の症状がある方で、自宅に危険が迫り避難所へ避難する場合は、避難する前に役場に相談してください。

災害を未然に防ぐことはできませんが、日頃の備えにより、被害を最小限に食い止めることが可能です。日頃からいつ起こるかわからない災害に備え、万全の準備をお願いします。

産業廃棄物等処理施設について(6)

「産業廃棄物等焼却施設 白紙撤回後の計画」について、令和5年第3回（6月）定例会において一般質問もいただいておりますが、令和5年7月5日、吉本村長と村職員1名で比留間運送株式会社を訪問し、代表取締役社長に確認を行いましたのでお知らせいたします。

社長からは、「現在のところ、笛吹の所有地で何を行うか全く考えておりません。小型焼却炉や最終処分場、廃プラスチック処理施設について現状ではやるつもりはありません。」との回答がありました。

なお、現在稼働している木質チップの製造については今後も継続し、追って産業廃棄物処理施設（破碎施設）の許可を受け、沿道樹木の伐採木等のチップ化も行いたいとのことでしたので、村条例や法の規定に則った形で進めるよう、確認いたしました。

◎問い合わせ先 産業環境課 内線 504



9月の人権・行政相談

日 時 9月14日（木）午後1時～午後3時
場 所 檜原村役場3階住民ホール

対象者 村内在住の方
相談方法 面談による相談

◎問い合わせ先 村民課村民保険係 内線 111・115

くらし

司法書士による無料法律相談のお知らせ

相続、遺言、クレジット、サラ金などで困っていること、悩みごと、わからないことはありませんか。東京司法書士会三多摩支会による無料法律相談を開催いたします。お気軽にお越し下さい。

日 時 9月14日（木）午後1時～午後4時（受付時間 午後0時50分～午後3時30分）
場 所 檜原村役場3階住民ホール
対象者 村内在住の方
相談方法 面談による相談

◎問い合わせ先
 ・村民課村民保険係 内線 111・115
 ・東京司法書士会三多摩支会 Tel 042-527-1919

マイナポイントの申込み期限は 令和5年9月末までです

令和5年2月末までにマイナンバーカードを申請した方は、最大で20,000円分のマイナポイントがもらえます。マイナポイントの申込期限は令和5年9月末までです。申込みは、村民課窓口またはご自身でスマートフォンを使ってインターネットサイトからできます。

また、マイナポイント申込期限が近づきますとカード受取りのため窓口が混雑する恐れがあります。既に村からカード交付のための案内通知を受け取られている方は、お早めにカードの受取りをお願いいたします。

◎ 問い合わせ先 村民課村民保険係 内線 115・116

国民年金からのお知らせ

国民年金保険料の免除期間・納付猶予期間がある方へ

国民年金保険料の免除（全額免除・一部免除・法定免除）、納付猶予、学生納付特例の承認を受けた期間がある場合、保険料を全額納めた方と比べ、65歳から受け取れる老齢基礎年金額が少なくなります。

将来受け取る老齢基礎年金を増額するために、免除等の承認を受けた期間の保険料については後から納付（追納）することができます。追納は、追納が承認された月の前10年以内の免除等の期間に限られます。

ただし、免除等の承認を受けた期間の翌年度から起算して3年度目以降の追納の場合、承認を受けた当時の保険料に一定の金額が上乗せされます。

追納は、原則古い月の分から納付することとなります。納付猶予・学生納付特例の承認を受けた期間と免除の承認を受けた期間がどちらもある方は年金事務所にご相談ください。

◎ 問い合わせ先 青梅年金事務所 TEL 0428-30-3410

～今月の納期～ 8月31日（木）です

- ・村都民税（普通徴収）第2期
- ・国民健康保険税第2期
- ・介護保険料第2期
- ・後期高齢者医療保険料第2期

納め忘れのないようにお願ひいたします。

〈広告〉

一般土木工事一式

東京都知事許可(般-1)第111726号

 ICHIKEN

(有)市川建材土木

檜原村2877

TEL 042-598-0513
FAX 042-598-0047

一般建築・リフォームのことなら
なんでもご相談下さい！！

一般建築・リフォーム
株式会社 光壽建築

東京都知事許可(般1)第123420号

代表取締役 野村 良和

〒190-0200 東京都西多摩郡檜原村435-2

TEL 042-598-0870

FAX 042-598-1300

所有者不明土地の解消に向けて、 不動産に関するルールが大きく変わります! (その2)

相続登記の申請に義務化 ~令和6年4月1日施行~

どうして相続登記の申請が義務化されるの??

相続が発生してもそれに伴って相続登記がされない原因として、①これまで相続登記の申請は任意とされており、かつ、その申請をしなくとも相続人が不利益を被ることが少なかったこと。
②相続した土地の価格が乏しく、売却が困難な場合には、費用や手間をかけてまで登記の申請をする意欲がわきにくいことが指摘されています。

そのため、**相続登記の申請を義務化**することで、所有者不明土地の発生を予防しようとするものです。

【相続登記の申請義務についてのルール】

Ⓐ 基本的なルール

相続（遺言も含みます。）によって不動産を取得した相続人は、**その所有権を取得したことを知った日から3年以内**に相続登記の申請をしなければならないこととされました。

Ⓑ 遺産分割が成立した時の追加的なルール

遺産分割の話し合いがまとまった場合には、不動産を取得した相続人は、**遺産分割が成立した日から3年以内**に、その内容を踏まえた登記を申請しなければならないこととされました。

POINT

Ⓐ・Ⓑともに、正当な理由がないのに義務に違反した場合、10万円以下の過料の適用対象となります。

相続人申告登記～令和6年4月1日施行～

相続登記の申請って大変じゃないの??

不動産を所有している方が亡くなった場合、その相続人の間で遺産分割の話し合いがまとまるまでは、全ての相続人が法律で定められた持分（法定相続分）の割合で不動産を共有した状態になります。

この共有状態を反映した相続登記を申請しようとする場合、法定相続人の範囲や法定相続分の割合を確定しなければならないため、全ての相続人を把握するための資料（戸籍謄本など）の収集が必要となります。そこで、**より簡易に相続登記の申請義務を履行することができるよう仕組み**が新たに設けられました。

【新しく「相続人申告登記」が設けられました】

①登記簿上の所有者について相続は開始したことと、②自らがその相続人であることを登記官に申し出ることで、相続登記の申請義務（上記Ⓐ）を履行することができます。

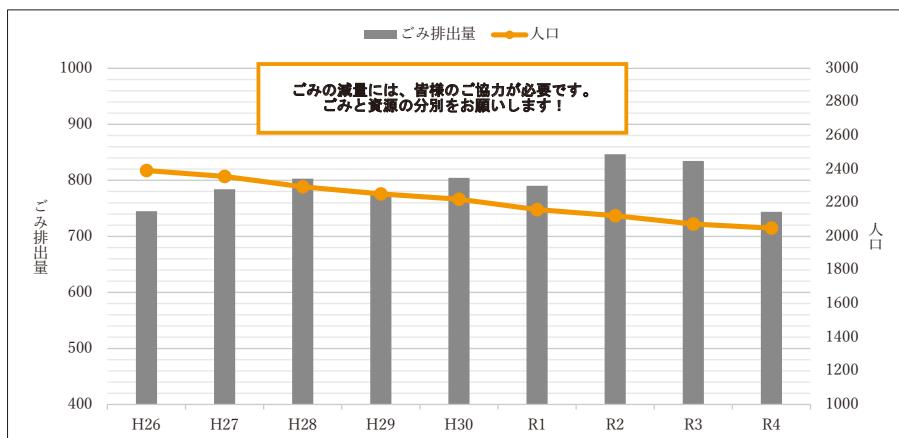
POINT この申出がされると、申出をした相続人の氏名・住所等が登記されますが、持分の割合までは登記されないので（※）、全ての相続人を把握するための資料は必要ありません（自分が相続人であることがわかる戸籍謄本等を提出すればOK）。

※相続によって権利を取得したことまでは公示されないので、相続人申告登記は従来の相続登記とは全く異なるものです。

◎問い合わせ先 法務省民事局 TEL 03-3580-4111
村民課税務係 内線 114・117

環境・下水

1人1日ごみ排出量(資源を除く)



※ごみの分別方法が変更となった平成26年を起点としています。

◎問い合わせ先 産業環境課生活環境係 内線121・127

皆様一人ひとりが毎日出しているごみの量をグラフにしたものです。

○資源になる物は必ず資源へ！

○粗大ごみにする前に再利用や譲り合いを！

○ごみの出し方で迷ったら生活環境係へ



生ごみ処理機器購入補助制度をご利用ください！

一般家庭から排出される生ごみを減量し資源化すること、また、生活環境を保全するために、生ごみ処理機器の購入に対して補助金を交付しています。

◆補助対象 … 生ごみを電動または手動でかき混ぜて堆肥等にする機器

※コンポストは対象外となります

◆補助額 … 購入額の1/2の額（限度額30,000円）

◆参考価格 … 約15,000円～70,000円

※メーカー、機種、電動か手動かによって価格帯は様々です。

◎詳しい内容は、産業環境課生活環境係（内121・127）までお問い合わせください。

違法な不用品回収業者にご注意ください！

不用になったものを無料で回収しますと宣伝し、違法にごみ収集を行う業者がいます。

そのような業者を利用した際に無料と言われたのにあとで高額な料金を請求された、回収したごみを業者が不法投棄したなどのトラブルになる事例があります。

檜原村でごみ収集を行うには、「一般廃棄物収集運搬業の許可」が必要になります。古物商の許可や産業廃棄物収集運搬業の許可では、ごみ収集を行うことはできません。

もし、自宅に電話がかかってきたリポストにチラシが入っていたりしても利用しないでください。

◎問い合わせ先 産業環境課生活環境係 内線121・127

守っていますか？？ ごみ出しのマナー

ごみの出し方について、もう一度ご自分の出し方をチェックしてください。



1. 決められたごみの日・時間に出していますか？

収集日の朝8：00までに出すようにお願いします。

ごみを出す際に獣やカラスなどに荒らされてしまい、ごみネットをしっかり掛けください。

資源は正しい収集日に出さないと、長期間放置され衛生的にも景観的にも良くありません。

2. 水分の多い生ごみを出しませんか？

生ごみの約80%は水分なので、水切りを行えばごみの減量につながります。また、水切り以外にも生ごみ処理機器を使用すると堆肥化や乾燥させることで畑・菜園の肥料として使えるのでごみの減量につながります。

村では、生ごみ処理機器の購入費に補助金を交付しています。随時受付をしていますのでご利用ください。

3. びん・缶・ペットボトルを出すときの中を洗っていますか？

資源になるびん・缶・ペットボトルは汚れていると資源にすることできません。出す際には、必ず中を洗ってから出すようにしましょう。また、ペットボトルは、ラベル・キャップをはずしてからつぶして出してください。はずしたラベル・キャップは可燃ごみへ出してください。

4. 可燃ごみの中に「びん」や「缶」を入れていませんか？

可燃ごみの袋にびんや缶を入れて出すと、処分ができません。必ず分別してから出してください。

5. 「布」、「紙」は濡れないようにお願いします。

布・紙資源収集日が雨だった場合は、ビニールやシートをかけるなどのご協力をお願いします。濡れてしまうと資源にならなくなってしまいます。

6. 不燃ごみ・有害ごみの分別はされていますか？

不燃ごみは処理施設で破碎・選別を行い、ごみと資源の分別を行っています。粉碎する過程で卓上カセットコンロのポンベなど危険物を混ぜて出すと引火の恐れがあるため、大変危険です。必ず混ぜて出さずに分別してください。また、瀬戸物は「不燃ごみ」、卓上カセットコンロのポンベやライターなどは「有害ごみ」となりますので、有害ごみ専用袋に入れて出してください。

ごみの出し方について、分からない事がありましたら村で発行した「檜原村ごみの出し方」を確認するか役場までお問い合わせください。また、有害ごみ専用袋、ごみネットは役場産業環境課の窓口にて配布しています。

※「檜原村ごみの出し方」は、村ホームページにも掲載しています。

ご面倒でもしっかりとごみの分別をお願いいたします。



◎問い合わせ先 産業環境課生活環境係 内線 121

不法投棄の監視にご協力を！

村道・林道沿いに様々なごみが不法投棄されていることがあります。

村全域の不法投棄の監視・発見には、住民の皆様の協力が欠かせません。

不審な車、不法投棄の現場を目撃された場合は、警察署にご連絡ください。

※車の特徴や車のナンバー等が分かる場合は紙に書き留めて、ご連絡ください。



○問い合わせ先

・五日市警察署 TEL 0428-595-0110

・産業環境課生活環境係 内線 121・127

檜原村安全・安心むらづくり協議会 よりお知らせ

局地的豪雨に気をつけよう

局地的豪雨はいわゆる集中豪雨ですが、突発的に豪雨が降るので、ゲリラ豪雨と呼ばれています。

雨や台風などは天気図によってある程度予測が可能ですが、局地的豪雨は現在の予報技術では正確に予測することは困難です。

局地的豪雨が多くなる台風の季節には、次のことに注意しましょう。

- ・雨に関する情報を注意深く聞く。
- ・懐中電灯、ろうそく等の照明や携帯ラジオ、その他必要なものを非常持出袋等に入れ用意しておく。
- ・川などにいるときは、上流の天氣にも気をつける。
- ・車を運転中は道路冠水もありえるので、アンダーパスなどは通行しない。
- ・川や水路、がけには近づかない。

下水道を供用開始した区域のご家庭は お早めに下水道への接続を…

下水道を使用できるようになった区域のご家庭は、供用開始後3年以内に下水道への接続工事をお願ひいたします。

期限を過ぎると、汲み取り便所の汲み取り手数料が全て有料に、また浄化槽を設置しているご家庭は清掃料金の軽減補助が打ち切りになり、排水設備工事（下水道接続の水洗便所改造資金）の助成制度も受けられなくなりますので注意してください。

環境衛生の向上、秋川の水質保全のため、お早めに接続するようご協力を願います。

▽令和3年6月に供用開始した区域…数馬地区及び本宿地区の一部

▽令和4年2月に供用開始した区域…小沢地区・数馬地区及び本宿地区の一部

▽令和4年9月に供用開始した区域…本宿地区の一部

○問い合わせ先 産業環境課生活環境係 内線 121・127

下水道接続のための助成制度について

下水道接続のための「檜原村水洗便所改造資金助成制度」は、補助対象者に対し、汲み取り便所を水洗便所に改造し、排水設備を設置する場合などに助成を行うものです。補助金を交付するもの、または村が指定する金融機関に融資のあっせんを行い、資金の利子補給を行うものがあります。

なお、助成等を受けたい場合には、工事をする前に申請が必要となります。詳しくは担当までお問い合わせください。※供用開始後3年以内の工事が助成の対象となります。

別表1 檜原村水洗便所改造資金助成制度

◎補助金の対象

種 別	金 領
(1) 生活保護法第11条第1項に規定する生活扶助を受けている者で当該家屋を所有している者	村長が認める改造工事費の全額 (ただし、1改造工事30万円以内とする。)
(2) 居住者全員が檜原村税賦課徴収条例第24条第1項第2号(障害者、未成年者、寡婦又は寡夫等で前年の合計所得金額が125万円以下の者)に該当することにより村民税が非課税であり、かつ資金の調達が困難であると村長が認めた者で当該家屋を所有している者	村長が認める改造工事費の2分の1の額 (ただし、15万円を限度とする。)

◎融資のあっせん

種 別	融資あっせんの金額
(イ) 持家のトイレ改造工事を行う場合	改造工事1件につき50万円 (ただし、補助対象者で上表(2)の補助金を受ける場合は、50万円以内で村長が認める改造工事費の2分の1の額を限度とする。)
(ロ) 貸家、アパート等の収益を目的とした家屋のトイレ改造工事を行う場合	大便器1個につき15万円 (ただし、150万円を限度とする。)

◎利子補給

種 別	利子補給の金額
(イ) 持家のトイレ改造工事を行う場合	上表(イ)の融資あっせんの金額に対して4分の3の額
(ロ) 貸家、アパート等の収益を目的とした家屋のトイレ改造工事を行う場合	上表(ロ)の融資あっせんの金額に対して2分の1の額

◎問い合わせ先 産業環境課生活環境係 内線121・127

下環境
水道・

〈広告〉

建築一式工事業

都知事許可(般-1)第87705号

(有)吉澤工務店

代表取締役 吉澤伸行

檜原村2733-2
(代)TEL 598-0551 FAX 598-1008
日の出町事務所・工場 TEL 597-0984
E-mail:yoshizawa-k@kve.biglobe.ne.jp

季節折々のお弁当・オードブル・お料理をお届けします

しゅう
仕出し たつ州

様々な用途でご利用頂けます
 || お祝い・法事・おせち料理
 || イベント&自治体の会食
 || ご友人&ご親族の集まり

代表 岡部 竜州 檜原村2005

檜原村内配達OK
(車両乗入れ可能な場所)

個数やご予算などお気軽に
ご相談下さい!※別途消費税がかかります

☎ 080-7227-8781

instagram.com/shidashi_tatsushuu

LINEからも相談
ご注文できます!



ID @808yllhl

麻布大学と交流・連携に関する協定を締結しました！ (鳥獣害対策強化のための連携協定)

檜原村では深刻な鳥獣害対策の一環として、野生動物の行動と被害対策の調査・研究並びに住民の方々と被害対策活動の協働等を目的とした協定を令和5年7月4日に麻布大学（相模原市）と締結しました。

この協定は鳥獣害被害対策の強化、更なる農業振興を目的としています。麻布大学は野生動物の生態を研究しており、今後、麻布大学の学生と地域を巡る予定ですので、皆様のご協力よろしくお願いいたします。



前列 川上学長（左）吉本村長（中）江口教授（右）

檜原村では、麻布大学と連携を図り、住民の方々と更なる鳥獣害対策を強化していきます。

◎問い合わせ先 産業環境課 農林産業係 内線 129・130

野生鳥獣による被害を防ぐために。 (地域で行う被害防除)

■畑に残菜を放置しないようにしましょう！

- 畑に取り残した野菜や野菜くずを放置しないようにしましょう。人家のまわりにある収穫の予定のない果樹類の実を取り除くことも必要です。また、お墓のお供えも持ち帰るようにしましょう。
- 農地が工サ場だと覚えさせないためにも残菜をなくすよう集落ぐるみで取り組む必要があります。以前は山に餌がないから人里近くに野生鳥獣がやってくると考えられていました。しかし最近の野生鳥獣は世代をまたぎ、山で暮らしたことがない、人間の近くで耕作物を餌とすることを親から教わって生育している野生鳥獣が畑を荒らすと言われています。

■耕作放棄地など野生鳥獣の隠れ場所を取り除くことが大切！

- 耕作放棄地や農地・人家周辺などのヤブ地は野生鳥獣の隠れ家となります。適切に刈り払いを行い、野生鳥獣の隠れ場所を取り除くことが大切です。
- 野生鳥獣の子供がかわいいからといって餌付けをすることのないよう皆さんでお互いに注意しましょう。

檜原村役場では獣友会と協力し、猿の追い払いや有害鳥獣捕獲を行っています。しかし、この方法だけに頼らず、一人ひとりが、地域が、できる被害対策が有害鳥獣から畑を守る一番の有効策といわれています。皆様の心がけ、ご協力をよろしくお願いいたします。

◎問い合わせ先 産業環境課 農林産業係 内線 129・130

福祉・けんこう

8月の栄養相談

【日時】 8月9日（水）・8月23日（水）
午前9時30分～午後3時

【会場】 やすらぎの里 保健センター
(けんこう館2階)

ご自身やご家族の栄養についての疑問や食事療法などについて、栄養士・保健師がご相談に応じます。

8月の精神保健巡回相談

【日時】 8月21日（月）
午後2時～午後4時

ご自身やご家族等のこころの健康について、専門医と保健師がご自宅に訪問して相談に応じます。秘密は厳守いたします（費用無料）。

★ご利用される場合には、予約が必要となります。詳細につきましては、お問い合わせください。

○問い合わせ先 福祉けんこう課けんこう係 TEL 042-598-3121

栄養教室

ヘルシ～ひのはらいふ

栄養教室「ヘルシ～ひのはらいふ」を行います。

みなさんが健康で豊かな生活を実現していくよう、健康に関する正しい情報を伝えする場、正しい食生活を身に付けていただく場として、今年度3回目のテーマは「脱水予防」です。「脱水」は暑い夏だけの心配ではありません。ぜひ、ご参加ください。

対象者 ご興味のある方どなたでもお申込みいただけます（定員10名です。9月1日（金）までにお申込みください。）。

日 時 9月20日（水）午前10時～午後1時 **場 所** やすらぎの里 保健センター

○申し込み・問い合わせ先 福祉けんこう課けんこう係 TEL 042-598-3121

福祉
・
けんこう

気管支ぜん息等の方向け医療費助成

「大気汚染医療費助成制度」

都内に1年（3歳未満は6ヶ月）以上在住の18歳未満で、気管支ぜん息等に罹患しているなど、要件を満たす方に認定疾病に係る医療費を助成しています。申請書の配布・受付はお住まいの区市町村の窓口へ。すでに医療券をお持ちの方は、有効期間満了の1ヶ月前を目安に、更新手続きをしてください。

○問い合わせ先 *東京都保健医療局環境保健衛生課 TEL 03-5320-4491
*檜原村福祉けんこう課けんこう係 TEL 042-598-3121

令和5年度婦人がん検診（集団）について

20歳以上の女性を対象に検診バスによる婦人がん検診を実施します。

◆検診項目

○乳がん検診

問診・マンモグラフィまたは超音波検査
(超音波検査は20歳から39歳の方)

○子宮がん検診

問診・細胞診

◆対象者

村内に住所のある20歳以上の女性

◆日 時

①11月 4日（土）

②11月 12日（日）

午前8時30分～午前11時

午後1時～午後2時30分

◆場 所

①福祉センター

②やすらぎの里

◆費 用

無料

◆申込み

○受付開始：令和4年8月21日（月）～

（土・日・祝日を除く）

○受付時間：午前10時～12時・午後1時～5時

○電話番号：0120-973-493

*お申込みの際はご希望の検診の種類をお伝えください。

◎問い合わせ先 福祉けんこう課けんこう係 TEL 042-598-3121

新型コロナワクチン 令和5年秋開始接種について

令和5年秋開始接種について、現時点での情報となります。今後国の方針により変更になる可能性があります。

■対象者：初回（1・2回目）接種を完了した5歳以上の方

■接種費用：無料

■接種回数：1回

■ワクチンの種類：XBB.1系統の成分を有する1価ワクチンを用いる予定

※詳細が決まり次第、ホームページでお知らせします。

■接種券発送：初回（1・2回目）接種を完了した5歳以上の方へ順次郵送

■接種時期：9月～12月

※詳細が決まり次第、ホームページでお知らせします。

◎問い合わせ先 福祉けんこう課けんこう係 TEL 042-598-3121

（広告）

電気のことなら何でもご相談ください！

電気工事

比べてみれば、やっぱり近くの電気屋さん

豊富な季節家電

洗剤自動投入洗濯機
自動洗浄トイレ

補聴器のお取扱い

ACOSミニ電気

五日市店 あきる野市五日市20
(042)596-1326
(042)596-2514

児童扶養手当について

次のいずれかに該当する18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある児童（身体障害者手帳1～3級、愛の手帳1～3度の障がいの状態にある児童は20歳未満）を監護する母又は監護し、かつ、生計を同じくする父が対象です。

- ①父母が婚姻を解消した児童
 - ②父又は母が死亡した児童
 - ③父又は母が重度の障害を有する児童
 - ④父又は母の生死が明らかでない児童
 - ⑤父又は母が1年以上遺棄している児童
 - ⑥父又は母が保護命令を受けた児童
 - ⑦父又は母が法令により1年以上拘禁されている児童
 - ⑧母が婚姻によらないで懐胎した児童
 - ⑨その他、①から⑧に該当するか明らかでない児童
- ※①から⑨に該当する児童を母が監護しない場合、又は父が監護若しくは生計を同じくしない場合は、当該父母以外の方で当該児童を養育する養育者の方が対象です。

児童扶養手当制度所得制限限度額

扶養親族等 人数	受給資格者本人		配偶者・扶養義務者・孤児等の 養育者
	全部支給	一部支給	
0人	49万円	192万円	236万円
1人	87万円	230万円	274万円
2人	125万円	268万円	312万円
3人	163万円	306万円	350万円
4人	201万円	344万円	388万円
5人以上	1人につき 38万円加算	1人につき 38万円加算	1人につき 38万円加算

※配偶者・扶養義務者・孤児等の養育者の所得が所得制限限度額以上の場合は、受給資格者本人の所得にかかわらず、支給停止となります。

手当額（令和4年4月～）

所得により10,160円から43,070円までの金額です。

※別表の所得限度額以上の場合は支給されません。

加算額（令和4年4月～）

第2子・・・所得により5,090円から10,170円までの金額です。

第3子以降・・・所得により3,050円から6,100円までの金額です。

福祉・
けんこう

特別児童扶養手当について

次のいずれかの障害がある20歳未満の児童を父若しくは母が監護する場合、又は父母がないか若しくは父母が監護しない場合においては当該児童を養育する方が対象です。

・手当額（令和5年4月～）

- ①1級 月額53,700円
- ②2級 月額35,760円

※手当の等級です。手帳の等級とは異なります。

・対象となる障害の状態の例

- 身体障害 おおむね身体障害者手帳1級～3級程度（下肢障害については4級の一部を含む）
- 知的障害 おおむね愛の手帳1度～3度
- 精神障害 おおむね愛の手帳1度～3度
- 重複障害 複数の障害がある場合は上記の基準を満たさない場合でも該当となることがあります。

児童扶養手当・特別児童扶養手当の現況届について

現況届は、引き続き手当を受給する資格があるかを確認するためのものです。期限までにこの届出をしないと、8月以降の手当の支給が受けられなくなりますので、必ず提出してください。

提出日 8月15日(火)まで

◎問い合わせ先 福祉けんこう課福祉係 TEL 042-598-3121

子育て世帯生活支援特別給付金について

子育て世帯生活支援特別給付金は、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、令和5年3月31日時点で18歳未満の児童（障害者の方は20歳未満）を養育している低所得の子育て世帯（住民税非課税世帯）の生活を支援するため、対象児童一人あたり5万円を支給する事業です。

対象世帯には8月中に支払通知書を送付いたしますので、内容をご確認ください。

※ひとり親で児童扶養手当を受給している世帯はすでに東京都より受給済みのため、今回の給付金の対象となりません。ただし、下記の場合については、別途申請が必要となるため、「福祉けんこう課福祉係」までお問い合わせください。

- ・ひとり親で公的年金等を受給しているため、児童扶養手当を受給していない方
- ・児童扶養手当を受給していないが、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となった方
- ・住民税非課税世帯ではないが、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が住民税非課税世帯と同じ水準となった方

電力・ガス・食料品等 価格高騰重点支援給付金について

電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金（1世帯あたり3万円）は、令和5年度の住民税均等割が非課税の世帯や令和5年1月以降に新型コロナウイルス感染症の影響で家計急変のあった世帯を支援する給付金です。

対象世帯には8月中に確認書を送付いたしますので、内容をご確認いただき同封の返信用封筒で9月末日までに返送してください。なお、世帯の中に令和5年1月2日以降に村に転入された方がいる場合や新型コロナウイルス感染症の影響を受けて令和5年1月以降の収入が減少し、住民税非課税世帯と同じ水準となった世帯の場合は別途申請が必要となるため、「福祉けんこう課福祉係」までお問い合わせください。

◎問い合わせ先 福祉けんこう課福祉係 TEL 042-598-3121

檜原村高齢者健康保持支援給付金 のお知らせ

檜原村では、高齢者の健康保持・増進を図り、医療費の抑制や介護サービスの予防につなげると共に元気な高齢者が地域活動を支え、いつまでも躍進していただくことを目的に65歳以上の高齢者に給付金を支給いたします。

①事業概要

65歳以上の高齢者に、現金5,000円を給付します。

※給付は申請書受付後に口座振込みにより行います。

②申請方法

令和5年8月中に対象者あてに申請書を郵送しますので、必要事項を記入し、本人確認等の必要書類を添付のうえ、返信用封筒により郵送で申請してください。

注意) 申請は郵送のみの受付とします。

③給付対象者

次の要件をすべて満たしている方が対象となります。

○令和5年4月1日時点で檜原村に住所を有する65歳以上の方、または村外の特別養護老人ホーム等に入所の65歳以上の方で、入所前の住所が檜原村にあった方（村の住所地特例者）

○令和4年度の檜原村の介護保険料を完納している方で令和3年度以前の檜原村の介護保険料を滞納していない方

◎問い合わせ先 福祉けんこう課福祉係 Tel 042-598-3121

福祉
・
けんこう

東京都シルバーパス更新手続き のお知らせ

今年度の更新は郵送方式となります

今年度の更新手続は、臨時対応として、昨年度と同様、郵送方式により行います。

現在シルバーパスをお持ちの方には、8月中旬に（一社）東京バス協会から「シルバーパス更新手続のご案内」が届きます（赤い封筒又は青い封筒）。

更新を希望される方は「ご案内」を必ずお読みいただき、お手続きをお願いいたします。

また、更新手続後、1,000円バスの紛失等により再発行を受ける時などに、「介護保険料納入（決定）通知書」等の所得確認書類の提示が必要になることがございますので、お手元で大事に保管してください。

◎問い合わせ先 （一社）東京バス協会・シルバーパス専用電話 Tel 03-5308-6950

（土・日・祝日を除く、午前9時から午後5時まで）

※檜原村役場ではお問い合わせを受け付けていません。

東京バス協会へお問い合わせください。

こちら包括支援センターです!!

熱中症にご注意を！

熱中症は気温が高いなどの環境下で体温調節の機能がうまく働かず、体内に熱がこもってしまうことで起こります。小さな子どもや高齢者、病気の方などは特に熱中症になりやすく、重症になると死に至るおそれもあります。熱中症にならないために、十分な対策を行いましょう。マスクを着用する場合は、強い負荷をかける作業や運動は避けるなどの注意が必要です。

もし熱中症が疑われる人を見かけたときは以下のような対応をしてください。

熱中症が疑われる人を見かけたときは

- すぐに風通しのいい日陰やクーラーなどが効いている室内など涼しい場所へ移す
- 服をゆるめたり、体に水をかけたり、またぬれタオルをあてて扇いだりするなどして、体から熱を放散させ冷やす
- 冷たい水や塩分を摂取するよう促す
- 自分の力で水分の摂取ができない場合や、意識障害が見られる場合は、症状が重くなっているため、すぐに病院に搬送する

○問い合わせ先 檜原村地域包括支援センター（やすらぎの里内） Tel 042-598-3121

地域包括ケアシステム連携事業 住民向け講演会 「治さなくてよい認知症～認知症は治らない でも私たちにできることがある～」

西多摩地域8市町村（青梅市、福生市、羽村市、あきる野市、瑞穂町、日の出町、檜原村、奥多摩町）は、在宅医療介護に関する普及啓発のため、認知症に関する無料の講演会を開催します。ぜひこの機会にご参加ください。

○日 時 令和5年10月7日（土）午後1時半開場、午後2時開演

○講 師 東京さつきホスピタル 精神科医師 上田 諭 氏

<講師プロフィール>

1957年京都府生まれ。関西学院大学社会学部卒。新聞記者を経て、北海道大学医学部卒。東京都老人医療センター精神科、日本医科大学精神神経科勤務などのうち現職。著書に『治さなくてよい認知症』『高齢者うつを治す—「身体性」の病に薬は不可欠』（以上、日本評論社）、『認知症そのままいい』（ちくま新書）

○会 場 秋川キララホール

○費 用 無料

○内 容

講演 「治さなくてよい認知症～認知症は治らないでも私たちにできることがある～」

○定 員 300名（予約制）

○申し込み 8月25日（金）までに電話で福祉けんこう課福祉係まで

○問い合わせ先 福祉けんこう課福祉係 Tel 042-598-3121

公立阿伎留医療センターで日曜日に 乳がん検診を実施いたします。

検診内容	問診 マンモグラフィ
対象者	40歳以上の女性
日時	令和5年10月15日(日) 午前9時～午後1時
受入人数	25名(予約制・先着順)
予約受付	8月7日～9月22日(土・日・祝日は除く)
受付時間	平日午前9時～午前11時、午後1時～午後4時まで受付をしています
費用	自己負担なし
結果	郵送にて送ります。

不明な点等ございましたら遠慮なくお電話・窓口でお問い合わせください。

○ 申し込み受付及びお問い合わせ先 Tel 042-558-0321 (医事課 内線 2096・2095まで)

糖尿病患者さんと糖尿病予備群の方 のための“糖尿病1日教室”

このたび一般社団法人西多摩医師会・西多摩地域糖尿病医療連携検討会では、住民向けの「糖尿病患者さんと糖尿病予備群の方のための“糖尿病1日教室”」を開催することとなりました。

■日時：令和5年9月9日(土)午後2時～午後4時(開場午後1時半～)

■場所：公立福生病院 一階多目的ホール

■定員：30名(要申込)

■内容：①糖尿病について(糖尿病専門医)
②食事療法について(管理栄養士)
③運動療法(トレーナー)の講演

■費用：無料

■新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、開催中止となる場合があります。予めご了承ください。

○ 問合せ・申込先 (一社)西多摩医師会 Tel 0428-23-2171まで

福祉
・
けんこう

村民ひろば

「村民ひろば」について

サークルの会員募集やイベントの開催案内等、生涯学習や社会福祉活動に広く村民を対象とした情報を、広報ひのはらの紙面に掲載することができます。

○ 問い合わせ先

総務課総務係 内線 216・213

詳細は、右記へお問い合わせください。

教育・文化

令和4年度 学校給食費会計決算報告

令和4年度の学校給食費会計の決算額は次のとおりとなりました。

収入額 8,188,101円

支出額 8,141,907円

差引 46,194円

翌年度繰越額 46,194円

収入		
科目	金額	備考
1. 給食費	8,001,460	小学校 4,521,000 中学校 2,917,040 調理場 553,220 試食 10,200
2. 村負担金	105,600	保存食代
3. 繰越金	80,091	翌年度繰越金
4. 諸収入	950	廃油引取り代金等
5. 滞納繰越分	0	滞納件数 0件
合計	8,188,101	

支出	
科目	金額
1. 食材費	8,120,784
2. その他	21,123
3. 予備費	0
合計	8,141,907

令和4年度の給食回数は、小学校193回、中学校193回を実施いたしました。

給食費は月額小学校4,800円、中学校5,960円で、3月を除く年11回徴収し、給食を作る食材料費のみに使用しています。食材料費以外の入件費、光熱水費等については、すべて村が負担しています。給食費の滞納はなく、納付率は100%です。これも児童・生徒の保護者の理解あってのことでの感謝しております。これからも納付率100%を継続していくため、みなさまのご協力をお願いします。

学校給食共同調理場では、今後も地場産物を使用した給食、小学校のお楽しみ給食、小・中学校のどんぶりっ子給食などを企画し、全体にバランスがとれた内容になるような献立を工夫したり、旬の素材を使用したりと、檜原ならではの手作りによる美味しい給食作りに力を入れていきます。また、調理後短時間で提供できるよう努め、衛生面には特に注意を払っております。

※村では子育て支援事業の一環として、給食費の全額補助を行います。保護者の皆様には、一旦納入をお願いいたしますが、交付条件を満たす方へ後日全額補助いたします。

令和4年度は、小学生月額4,800円(年額52,800円)、中学生月額5,960円(年額65,560円)を年2回に分け保護者へ補助金として交付しています。

檜原村教育委員会委員の任命について

新たに檜原村教育委員会委員に任命されましたので
お知らせいたします。

・檜原村教育委員（令和5年7月1日～）

氏名 中村光浩

任期 令和9年6月30日まで

◎問い合わせ先 教育課学校教育係 内線 221



左：吉本村長

右：中村委員

令和4年度「日本漢字能力検定」 成績優秀者表彰の受賞について

公益財団法人日本漢字能力検定協会より、令和4年度の日本漢字能力検定において、児童・生徒、指導者の努力により優秀な成績を収めたため、代表として檜原村教育委員会が団体の特別賞を受賞しました。

◎問い合わせ先 教育課学校教育係 内線 221



教養講座参加者募集！

年間を通して『俳句教室』『水彩画教室』『水墨画教室』を開催しています。素敵な作品作りと一緒にい
ませんか？皆さんのお申し込みを随時お待ちしております。

○場所 檜原村福祉センター及び檜原村役場本庁舎

○参加費 無料

○対象 村内在住・在勤者

◎申し込み及び問い合わせ先 教育課社会教育係 内線 226

〈広告〉

消防・防災全般 備えあれば憂いなし！

消火器・住宅用火災警報器・消防ポンプ・消防団用品・防災用品全般販売・消防設備設計・施工・保守点検・建築設備・防火対象物点検

株式会社 セイフティー
(旧:株式会社 きしの防災)

東京都知事許可(般28)第83107号

〒197-0822 東京都あきる野市小川東1-2-11

TEL 042-533-2461 FAX 042-533-2462

safety@sft-bousai.com

24時間年中無休で安心をお届けします

◆営業品目◆

各種消火器・住宅用火災警報器・防災用品
消防設備保守点検・防火対象物点検・避難設備
自動火災報知設備及び消火設備設計施工

〒190-0021 立川市羽衣町3-27-19

(株)消防弘済会

TEL 042-523-3337代

FAX 042-525-3302

<http://www.kousaikai.com>

第11回 東京ヒルクライム HINOHARAステージ

11th Tokyo Hillclimb HINOHARA Stage

★ スタート地点は払沢の滝入口バス停付近

★ 距離21km 標高差750m

★ ゴール地点は檜原都民の森

開催日

令和5年
10.1

[日]

雨天
決行

募集開始

令和5年8月1日[火]より

申し込み開始

募集締切

令和5年8月31日[木](締切)

*定員になり次第終了とさせていただきます。

SUSTAINABLE GOALS

檜原村の緑豊かな山々と清流は、私たちに健康な体と清らかな心をおしのみなく与えてくれます。私たちは、これを誇りとし、東京ヒルクライムHINOHARAステージの開催をとおし、住みよい生きがいのある村づくりを進めて行きます。



ナンバー
カードは
事前発送
当日の受付不要



■主 催 檜原村 東京ヒルクライム
HINOHARAステージ大会実行委員会
■競技主管 KFCトライアスロンクラブ

大会のお問合せ

檜原村教育委員会 社会教育係
〒190-0212 東京都西多摩郡檜原村467-1
TEL:042-598-1011(内線226)



11th Tokyo Hillclimb HINOHARA Stage

第11回東京ヒルクライム HINOHARAステージ

1 ナンバーカード・参加賞は事前発送!当日の受付不要!

ナンバーカード、計測チップ、参加賞は事前発送しますので、当日は受付なしで出走可能!
6時40分までにスタート地点に集合してください。
(払沢の滝入口バス停付近)

2 参加賞

参加賞: 大会記念Tシャツ
檜原村クーポン券

3 レース結果

当日夜に、KFCトライアスロンクラブのホームページにて発表予定。web完走賞方式を採用。
後日各自でKFCトライアスロンクラブより
ダウンロード願います。
各賞の賞状は後日発送いたします。

選手駐車場
檜原村総合運動場をご利用ください。
(橋橋交差点を右折。檜原小学校手前)
大会終了後は、すみやかに出庫ねがいます。(午前11時まで)
駐車場には限りがございます。
乗合わせでお越しになるなどご協力を
お願いいたします。
選手駐車場ですので、応援者だけの
駐車はご遠慮ください。

選手集合時間
スタート地点(払沢の滝入口バス停付近)
に6時40分までに集合してください。

大会競技規則

(競技規則および注意事項)
 ①競技には左側1車線(上り)を使用する。危険回避の場合を除き、はみ出し走行の場合は失格とする。
 ②左端走行を基本とする。追い越す場合は、一音かけて、右側(セミターライン寄り)から追い越すこと。
 ③途中棄権の場合は、追い上げ車両が到着するまでその間に停止すること。また、追い上げ車両が到着したら計測チップを送却し、係員の指示に従うこと。
 ④スタート時間(フォーマ)を超過した選手は、故意とみなし、失格となるため、ゼッケンカードの色でウェーブを区別しているので、スタートの直後周囲の選手のゼッケンの色を確認しておくこと。
 ⑤下山の際は、先導者の後を緊密、1列走行追越禁止でゆっくり下山すること。
 ⑥競技中の「パンやメカニカルトラブル」に対して、主催者が救援はしない。
 ⑦タイム計測は、Cチップにて実施するため、ゴール後は、計測マットに近寄らないこと。
 ⑧Cチップを競技終了後にゴール地点で返却すること。紛失した場合は、参加者から3,500円を徴収する。
 ⑨台風、大雨、落雷、落石などの悪天候で危険と判断された場合は競技を中止する。その他緊急事態発生時には、レースを中止する。
 ⑩傷害保険の加入については、主催者側で一括加入する。
 ⑪ヘルメットと手袋は必ず着用とする。
 ⑫大会中の傷害事故については、応急処置を行うが、その後の責任は負わない。各自の(傷害保険の適用内)の責任で処置すること。また、第三者との賠償事故についても、参加者本人の責任において処置すること。
 ⑬未成年者の参加には、保護者の同意を必要とする。
 ⑭駐車場からスタート地点までの移動については、各自自走とする。
 ⑮参加者は健康保険証を持参すること。
 ⑯駐車場は檜原村総合運動場とする。
 ⑰以上の内容を申し込みと一緒に承諾したものとする。

大会要項

開催日	令和5年10月1日 [日]
開催地	東京都檜原村(檜原街道+奥多摩周遊道路)
種目	オンロード・ヒルクライム
距離	21km
コース	檜原街道(払沢の滝入口バス停付近)～檜原都民の森(奥多摩周遊道路)
スタート時間	午前7時～(2分間隔で4回スタート)
参加資格	<ul style="list-style-type: none"> 大会競技規則等を遵守できる者。 大会が定めた規定時間に完走可能な者で、令和5年10月1日時点で年齢が13歳以上者の者。 <p>※尚、参加を希望する方は必ず本コースを数回試走してください。</p>
制限時間	スタート後90分までにゴール

※大会中に負傷または死亡等の事故に遭遇した場合、主催者及び大会関係者に対する責任の一切の免除に同意される方。
※大会に関連するマスコミ報道等々に、名前及び写真を自由に使用することに同意される方。
※気象状況や天災及びその他の理由で大会競技が中止になった場合、参加申込金が返金されないことに同意される方。

申し込み期間/方法

募集開始	8月1日[火]
募集締切	8月31日[木]
参加費	一般の方(高校生以上)10,000円 ※中学生5,000円
申し込み方法	

インターネットで申し込みください
(SPORTS ENTRY HPより)
<http://www.sportsentry.ne.jp/search/top/bicycle>
携帯電話・スマートフォンの場合、下記QRコードからもアクセスできます。

募集定員

400名

- 参加費の振込みが確認できた時点でエントリーを確定します。(先着とさせていただきます)
- 定員に達した場合、申し込み締め切り前でも受付を終了させていただきます。
- 参加費の返還は行いません。



SPORTS ENTRY HP

(その他の注意)

大会参加者は次の各号の注意点を守ること。
 ①自転車乗りとして、競技中のみならず、行き帰りもマナーを守ること。
 ②自転車の整備や保管は各自の責任で行うこと。
 ③自転車レースでの事故や怪我の多くは下りで発生しているため、下り走行の練習も忘れずに行っておくこと。
 ④荷物預り所は檜原村総合運動場に用意します。下山用の防寒ジャケット等は携帯して出走してください。
 ゴール地点への荷物の搬送はありません。
 ⑤参加者は、各自の責任において健康管理に十分に配慮のうえ参加すること。
 (個人情報の取り扱いについて)
 参加申込書および同意書に記載された個人情報については、下記ヒルクライム大会に関する業務以外に使用しない。また、申込み時点で本人の同意が得られたものとする。
 ①ヒルクライム参加意思確認書および参加人数の確認
 ②行事参加資格の確認(年齢、性別、所属、保護者の同意など)
 ③参加案内等の送付
 ④プログラムの作成
 ⑤賞状等への氏名記載
 ⑥記録業務
 ア 大会結果、映像、写真の記録業務への使用
 イ 大会出場中の映像、写真、記事、記録等の広報誌及びインターネット等への掲載

大会のお問合せ

第11回東京ヒルクライム～HINOHARAステージ大会実行委員会 檜原村教育委員会 社会教育係
 TEL.042-598-1011(内線226) FAX.042-598-1009
 E-mail:syakaikyou@vill.hinohara.tokyo.jp URL:<http://www.vill.hinohara.tokyo.jp/>

2023年度 多摩・島しょ広域連携活動助成事業・子ども体験塾

子ども国際交流音楽祭 交流コンサート

～ウィーン万博 150 周年～音楽の都ウィーンから名曲の数々

日時 2023年10月9日(月・祝) 16:30 開場 - 17:00 開演

場所 プリモホールゆとろぎ大ホール(羽村市生涯学習センター)



合唱団募集!!

ウィーンの一流の音楽家と合唱で共演しませんか? 他市からの参加も可能です。小学校5年生~18歳までで希望者は以下までご連絡ください。ピアノの伴奏で1曲、ウィーンの音楽家と1曲演奏します。練習はプリモホールゆとろぎで行います。詳しくは、奥多摩町教育課 ☎0428-83-2246まで。

演奏会構成

- 第1部**
- 羽村市・檜原村・奥多摩町の生徒達による子ども国際交流音楽祭合唱団による歓迎演奏とウィーンの著名な音楽家達との交流演奏。
 - 西多摩出身及び活躍する若手音楽家達による歓迎演奏。
 - 本場の一級の音楽家達との交流プログラムをお楽しみください。
- 子ども国際交流音楽祭合唱団**
～羽村市・檜原村・奥多摩町の中学生を中心に編成された合唱による歓迎演奏～
ウィーンの音楽家と出演者による伴奏で交流演奏をします
- 歓迎演奏**
(交響管弦)
- 歓迎演奏**
～西多摩出身及び活躍する若手音楽家達による歓迎演奏～
ウィーンの音楽家の方々を西多摩の若手音楽家達の演奏により歓迎します
- 第2部**
- 世界を代表するウィーンの著名な音楽家の方々による本場の演奏。
 - ウィーンを代表する木管五重奏の音色を名曲とともにお楽しみください。

奥多摩町 / 交流コンサート

開催日: 2023年10月10日(火)
場所: 奥多摩町立奥多摩中学校体育館
開催時間: 13:30~14:30(13:15開場)
出演者: ウィーンの音楽家によるアンサンブル(木管五重奏;
フルート・クラリネット・オーボエ・ファゴット・ホルン)
内容: ウィーンの音楽家による指導、共演及び、演奏
入場料: 無料

檜原村 / 交流コンサート

開催日: 2023年10月12日(木)
場所: 檜原村立檜原中学校体育館
開催時間: 13:25~14:25(13:10開場)
出演者: 檜原村中学校吹奏楽部 ウィーンの音楽家による
アンサンブル(木管五重奏; フルート・クラリネット・
オーボエ・ファゴット・ホルン)
内容: ウィーンの音楽家による指導、共演及び、演奏
※檜原小学校5、6年と檜原中学校生徒のみ

子ども(羽村市・檜原村・奥多摩町在住)、
その同伴保護者(1名)400名無料 ※要申込み

小学生~18歳までの方、及び、その同伴保護者の方1名を無料で400名ご招待いたします。鑑賞希望者は、各チケット前売り所までお越しください。7月5日~9月6日まで受付します。尚、定員に達し次第受付を終了いたします。

チケット前売り料 ■ プリモホールゆとろぎ
■ 奥多摩町立檜原中学校
■ 檜原村立檜原中学校

☎042-570-0707
☎0428-83-2246
☎042-598-1011

問い合わせ: 本事業は羽村市・檜原村・奥多摩町の連携事業です。
詳しくはお住まいの教育委員会へ「問い合わせ」をしてください。
※会場は財東通りにあります。近くに公共交通機関をご利用ください。
※未就学児入場は原則としてお断りさせていただきますのでご了承下さい。
※飲食券の都合でやむを得ず出演者・曲目・内容等に変更がある場合もござ
いますのでご了承下さい。

入場料 1,000円 1階指定席 7月5日(水)発売開始

※一階席が満席の場合のみ二階席の販売をいたします。

場所 プリモホールゆとろぎ大ホール
(羽村市生涯学習センター) 主催 子ども国際交流音楽祭実行委員会

企画運営 子ども国際交流音楽祭実行委員会、後援 オーストリア大使館/
ウィーン国際音楽文化協会

協力 ゆとろぎ協働事業運営市民の会、ウィーンの会 VICE ウィーン国際音楽文化協会

その他

令和5年7月1日付人事異動

氏名	新職名	旧職名	備考
久保嶋 光浩	総務課長	企画財政課長	
岡部 春夫	企画財政課主幹	企画財政課企画財政係課長補佐	昇任
藤原 啓一	産業環境課主幹兼農林産業係長	産業環境課農林産業係課長補佐	昇任
野村 隼人	企画財政課企画財政係長	産業環境課建設係長	
中村 廣行	産業環境課建設係長	福祉けんこう課医療係長	
矢野 美佳	福祉けんこう課医療係主査	村民課村民保険係主任	昇任
小澤 明宏	総務課総務係主任	企画財政課むらづくり推進係主任	
中村 翔一	村民課村民保険係	総務課総務係	
栗原 智	福祉けんこう課福祉係	企画財政課企画財政係	

多摩東京移管130周年記念デジタルスタンプラリー 130個の宝物(たまらん)を探せ!たまトレジャーハント!!

今年は多摩が神奈川県から東京府（当時）へ移管されて130年目にあたる節目の年です。それを記念して、多摩全域をフィールドに歴史や文化、産業、グルメなど様々な魅力スポットで「宝物(たまらん)」を探すデジタルスタンプラリーを実施します！市町村のキャラクターや「たまらんにゅー(多摩の魅力発信プロジェクトマスコット)」がARで登場！一緒に写真を撮ってSNSで投稿しよう!!たくさん「宝物(たまらん)」を集めると、10月開催の記念イベント会場で豪華な賞品が抽選で当たります。知れば知るほど好きになる多摩地域の魅力と出会ってみませんか？



実施時期：7月22日～10月29日

◎問い合わせ先 多摩の魅力発信プロジェクト事務局 TEL 03-5738-8904
東京都総務局行政部振興企画課 TEL 03-5388-2443

地域の防災力を高めましょう！

今年は関東大震災から100年を迎えます。最近では、今年の5月に石川県能登地方で発生した震度6強の地震が記憶に新しいところですが、皆さんは日頃から地震に備えていますでしょうか？

災害が発生した際、初期の段階で地域の皆さんの連携が必要であり、日頃より防災に対して意識することにより防災力の向上、減災に繋がります。

9月1日の防災の日や8月30日から9月5日までの防災週間の機会に、一人ひとりが防災に対する意識を高め、災害から自身の身を守る「自助」、地域住民が共に助け合う「共助」ができる力を身につけましょう。

東京消防庁のホームページ及びYouTube東京消防庁公式チャンネルで、【地震その時10のポイント】や【地震に対する10の備え】を掲載していますので、是非とも活用して防災力を高めましょう。

YouTube
東京消防庁公式チャンネル



「共助」の力で地域の「減災」を目指そう！



◎問い合わせ先 秋川消防署 TEL 042-595-0119

学校だより

いま、檜原小学校では

体験活動・交流活動の充実

今年度は、以前のような体験型の活動や交流活動も多く取り入れることができます。子供たち自身が考えながら活動することも多くなり、熱心に取り組んでいます。

防災訓練

学校では、安全のための教育も充実させています。5月9日(火)に防災訓練を実施。火災を想定した煙体験や、起震車での地震体験、実際に消火器を使った消火訓練もしました。緊急時に備えて、ぜひご家庭でも子供たちと一緒に防災について話し合ってみてください。



煙体験 消火訓練

救急法訓練



先生たちも訓練をしています。6月9日(金)からプールが始まりました。もしもの事態に備えて、毎年AEDと心肺蘇生の実技訓練を行っています。消防署の方の指導のもと、小中合同で実施しました。危機管理能力を高め、より安全に教育活動が実施できるよう心がけています。



読み聞かせ～読書句間～

檜原小学校では、読書好きな子供たちになってもらうために、継続して読み聞かせに取り組んでいます。6月には、中学生が来校し、読み聞かせしてくれました。

ふれあい交流



6月2日(金)、2年生の子供たちが地域のシニアの方々をお招きし、交流を深めました。「おもてなし」を合言葉に、自分たちで考えた出し物を披露し、ゲームを一緒に行いました。最後は、給食と一緒に食べ、楽しいひと時を過ごしました。

総合的な学習の時間

総合的な学習では、檜原村ならではの体験的な学習をたくさん取り入れています。しいたけづくりやお茶摘み、おいねいも・ムラサキ・すずの大豆栽培、檜原米づくり等々、体験学習を推進しています。



お茶摘み（3年）

田植え（5年）

[8・9月のおもな学校行事予定]

- 8月28日(月) 始業式 一斉下校 安全指導 4時間授業
- 8月29日(火) 防災引渡訓練 給食始
- 9月 1日(金) 図書館訪問（1～4年）
- 9月 4日(月) バードカービング（5年）
- 9月 6日(水)
- ～ 8日(金) 日光移動教室（6年）

- 9月12日(火) 英語検定
- 9月21日(木) バードカービング（5年）
- 9月25日(月) 親子読書句間始
- TOKYO GLOBAL GATEWAY 見学（4年）
- 9月29日(金) 図書館訪問（1～4年）

檜原村地域おこし協力隊 ひのはらだより

Vol.86



さいとう はやと
齊藤 隼人（上元郷在住）

左から、友澤勇紀、高野優海、中澤大樹、齊藤隼人

昨年の秋から、日本環境教育フォーラムが開催する「東京ネイチャーアカデミー」に参加していました。月に2～3回、関東近郊をフィールドに様々な自然の楽しみ方を学ぶ講座です。

植物、昆虫、野鳥など、テーマ毎に講師が楽しみ方や観察のポイントを解説してくれました。山・川・海・天体と多岐にわたるフィールドでの活動を通じて、環境の繋がりを学ぶことが出来ました。観察の他、ブルーシートとロープを使ってタープを張ったり、竹林から竹を切り出して器や箸を作ったりと体験から多くの学びが得られました。

本講座で学んだ自然の楽しみ方を、檜原村の自然の中で実践していきたいと思います。



修了証と名札をいただきました。

たかの ゆうみ
高野 優海（笛吹在住）

先日、友人5名を檜原村に招待して、「リトリート」ツアーを行いました！リトリートとは、数日間住み慣れた場所から離れ、日常を忘れてリフレッシュすること。華水の滝をゆっくり散策したり、温泉に浸かったり、夜は焚き火を囲んで悩みを語り合ったりと、友人たちが心身を休め、自分自身に意識を向ける時間を過ごせるよう、企画しました。友人たちからは、「久々に自然にゆっくり触れられてよかった」「同世代の人たちと仕事や暮らしの悩みが共有できてよかった」「檜原村には初めて来たけど、本当に素敵な場所だね！」といった感想をもらいました。これからも引き続き、いろんな人に檜原村の魅力を伝えられるよう、活動していきたいと思います ^^



友人たちと、小林家住宅での一枚

ともさわ ゆうき
友澤 勇紀（宮ヶ谷戸在住）



8月を迎える檜原村二年生になりました！一年前の今日と変わらず、檜原村での新たな時、人、自然にわくわく。そわそわ。相変わらずあっちもこっちもやりたいことだけ、だけど身体は一つしかないんです。どうしましょう。（笑）

ここ最近は、各所イベントが開催されるようになり協力隊もそのお手伝いをさせていただいています！5月は竹芝桟橋で行われた、東京愛らんどフェス 島じまん2023にて名産品の売り込みと村じまんをしてきました！6月は中央区エコまつりでひのじゅがくんと檜原村をPR！ワークショップで100名の子どもたちとキーホルダーを作ってきました！また、サマーランドやJAアグリパークでのイベントのお手伝いにも行ってきました！

どのイベントでも「知らなーい。」「知ってる！」「ご近所です。（笑）」など、お客様のリアクションが様々あり、どの反応も会話が盛り上がるんです。それだけ私にとっても、お客様にとっても檜原村は魅力いっぱいなんです。これからも協力隊として檜原村PRのお手伝い頑張ります！

なかざわ だいき
中澤 大樹（出畠在住）

檜原太鼓深山会に参加させていただき、2ヶ月経ちました。

今月の5日の南郷のお祭りと滝祭りで出番をいただきました！

6月から毎週練習しましたので、皆さんよろしければ見に来てください！

また、下川乗と人里地区の獅子舞にも参加しますので、皆さんに教えていただいて、これから練習をもっと頑張っていきます。

先月から、私の友人が檜原村に引越してきました。村民の皆様の生活のお手伝いに繋がるような仕事を一緒にしてくれるそうです。

出畠の家に2人で住んでいますので、よろしくお願ひいたします！



昼休みにも練習していました。

その他

第25回 檜原村消防団消防操法大会

6月25日（日）総合運動場において第25回檜原村消防団消防操法大会が開催されました。今回も応援にかけつけてくれた住民の方も数多く見られ、各分団による熱戦が繰り広げられました。

—審査結果—

〈小型動力ポンプの部〉

【優勝】

第2分団

指揮者 小林 悠二
1番員 山本 友也
2番員 出口 哲史
3番員 高橋 健太



〈自動車ポンプの部〉

【優勝】

第3分団

指揮者 大谷 和弘
1番員 平野 啓太
2番員 濱中 悠樹
3番員 小林 寛人
4番員 小林 篤



○問い合わせ先 総務課総務係 内線 216・213

休日診療医療機関名のお知らせ

日(曜日)	医療機関名	住 所	電 話	日(曜日)	医療機関名	住 所	電 話
8月 6日(日)	近藤医院	あきる野市 油平35	042-558-0506	20日(日)	朱膳寺内科 クリニック	あきる野市 秋留1-1-10 あきる野クリニック1F	042-559-9201
11日 (金・祝)	葉山医院	あきる野市 引田552	042-558-0543	27日(日)	樋口クリニック	あきる野市 秋川3-7-5	042-559-8122
13日(日)	いなメディカル クリニック	あきる野市 伊奈477-1	042-596-0881	受付時間 午前9時～午前11時45分・午後1時～午後4時45分			

※午後の診療時間は、変更となる場合がありますので、事前のご確認をお願いします。また、受診する際は診療科目を事前に確認して下さい。

テレホンサービスによる診療案内

東京消防庁救急相談センター TEL **521-2323** 携帯電話・PHSは#7119
秋川消防署 TEL **595-0119**
東京都保健医療情報センター TEL **03-5272-0303**

世帯と人口 (7月1日現在)

世帯数 1,125 世帯 (5世帯増) 人口 2,007人 (4人増)
男 1,000人 (3人増) 女 1,007人 (1人増)

防災行政無線メッセージサービス TEL 042-598-1033

過去に放送した内容を聞くことができます。

~今月の表紙~ 「ふるさとの思い出 ~檜原の夏~」

8月19日（土）・20日（日）に開催される「払沢の滝ふるさと夏まつり」では、「日本の滝百選」にも選ばれている払沢の滝のライトアップや、さまざまなステージや出店、迫力満点の花火などが予定されています。 檜原の夏の思い出づくりに、ぜひお出かけください。